

## 広報いな有料広告掲載基準

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日  
町 長 決 裁  
令和 3 年 9 月 1 日  
一 部 改 正

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱（平成 1 8 年要綱第 2 5 号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する広報いな（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第 2 条 広告を掲載する位置は、広報紙のページ全面並びに表紙及び最終面を除く最大 6 ページにわたる下二段とし、その場所、広告順序等については町長が定める。

2 町は、広告掲載申込者が多数あるなど、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合には、新たに広告枠を設置することができる。

### (広告の規格)

第 3 条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ページの全面（横 1 8 0 ミリメートル、縦 2 5 7 ミリメートル）
- (2) ページの 2 分の 1（横 1 8 0 ミリメートル、縦 1 2 8 . 5 ミリメートル）
- (3) 下二段（横 1 8 0 ミリメートル、縦 9 0 ミリメートル）
- (4) 下二段の 2 分の 1（横 9 0 ミリメートル、縦 9 0 ミリメートル）
- (5) 下一段（横 1 8 0 ミリメートル、縦 4 5 ミリメートル）
- (6) 下一段の 2 分の 1（横 9 0 ミリメートル、縦 4 5 ミリメートル）

### (広告掲載料)

第 4 条 広告掲載一回当たりの広告掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ページの全面（カラー） 1 4 0 , 0 0 0 円

- (2) ページの全面（白黒） 100,000円
- (3) ページの2分の1（カラー） 80,000円
- (4) ページの2分の1（白黒） 50,000円
- (5) 下二段（白黒） 40,000円
- (6) 下二段の2分の1（白黒） 20,000円
- (7) 下一段（白黒） 20,000円
- (8) 下一段の2分の1（白黒） 10,000円

（広告の募集）

第5条 広告の募集は、毎年1月に翌年度の募集を行い、  
枠数に空きがある場合は随時募集を行うことができる。

（広告掲載の申込み）

第6条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報いな広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿を添付して、別に定める申込み期限内までに町長に提出しなければならない。

- 2 前項の掲載しようとする原稿は、紙またはCD-R等の電子記憶媒体によるものとする。
- 3 町長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、広報いな広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、町の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（掲載者の責任等）

第8条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

- 2 版下原稿の作成経費は、掲載者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、  
広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたと

き。

(広告掲載料の還付)

第10条 町長は、納入者が一度納入した広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載を決定した後に掲載者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかつたときは、この限りではない。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年9月1日から施行する。